



木造住宅耐震改修費等補助金

耐震建替・住替に伴う除却補助

旧耐震基準から新耐震基準の住宅へ建て替え・住み替えて、既存住宅の除却工事に対する補助金です

補助額

最大45万円

補助率 ▶ 除却費用の23%



対象者

対象住宅を所有する個人かつ、市税に未納がないもので次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（01及び02は住所を変更する前に申請してください）

- 01.所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している対象住宅の除却工事を行い、その敷地又は他の土地に住宅を新築して居住すること
- 02.所有者又は所有者の2親等以内の親族が居住している対象住宅の除却工事を行い、昭和56年6月1日以後に建築された建物に転居すること
- 03.居住その他の使用がなされていない対象住宅の除却工事を行い、その敷地に住宅を新築して居住すること

受付期間

令和7（2025）年4月1日【火】～11月28日【金】

対象住宅

- 01.住宅の建築時期が昭和56（1981）年5月31日以前であること
- 02.市内にある個人所有の一戸建て住宅であること
補足：併用住宅は延床面積の半分以上が住宅であること
- 03.構造は木造で、階数は2階建て以下であること
- 04.工法は特別認定工法以外の住宅であること
- 05.耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅
又は簡易耐震診断の結果が7以下の評点であると診断された住宅であること
補足：簡易耐震診断とは「誰でもできるわが家の耐震診断」のこと
- 06.市内に本店を有し、解体工事業の許可を受けている者が工事を行うこと
- 07.過去に耐震改修の補助金の交付を受けた住宅でないこと

※ 注釈

- ・**工事着手前**に、**補助金交付申請書**を提出してください。
- ・**工事中**に、工事費等が変更になる場合は、事前に**補助事業変更申請書**を提出してください。
- ・**工事が完了**し、建て替え又は住み替え後に、**実績報告書**を提出してください（令和8（2026）年2月27日【金】まで）

申請・問い合わせ先

柏崎市建築住宅課 住宅対策係

電話：0257-21-2291（直通）

FAX：0257-23-5116

Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号
市役所4階

市ホームページ

